

平成23年 7月 福祉保健常任委員会

世田谷区議会福祉保健常任委員会会議録第八号

平成二十三年七月五日（火曜日）

場 所 第二委員会室

出席委員（十名）

委員長	高橋昭彦
副委員長	大庭正明
	あべ弘幸
	石川征男
	菅沼つとむ
	高久則男
	村田義則
	中塚さちよ
	植田靖子
	羽田圭二

事務局職員

議事担当係長	小池 篤
調査係主事	平井貴子

出席説明員

副区長	秋山由美子
-----	-------

世田谷総合支所

副支所長	菊池弘明
------	------

烏山総合支所

総合支所長	河合岳夫
-------	------

保健福祉部

部長 藤野智子

計画調整課長 田中文子

障害施策推進課長 知久孝之

障害者地域生活課長 瓜生律子

地域福祉部

部長 堀川雄人

地域福祉課長 金澤弘道

高齢福祉課長 伊藤美和子

介護保険課長 吉岡郁子

生涯現役推進課長 久末佳枝

子ども部

部長 萩原賢一

子ども家庭支援課長 岡本達二

副参事 辻 正

世田谷保健所

所長 西田みちよ

副所長 霜越 収

健康企画課長 松本公平

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 報告事項

- (1) 平成二十二年度指定管理施設に係る事業報告について
- (2) 通所介護事業所の廃止について

- (3) 認知症高齢者グループホームの整備等について
- (4) 平成二十二年度介護保険事業の実施状況について
- (5) 国有地を活用した私立認可保育園整備の進捗状況について
- (6) 今夏の熱中症予防の取り組みについて
- (7) その他

2. 協議事項

- (1) 次回委員会の開催について

◇ ~~~~~ ◇

午前十時開議

○高橋 委員長 ただいまから福祉保健常任委員会を開会いたします。

○高橋 委員長 本日は、報告事項の聴取を行いますが、七月一日付で人事異動がございましたので、紹介をお願いしたいと思います。

◎菊池 世田谷総合支所副支所長 私から七月一日付で総合支所に転入した管理職を紹介させていただきます。

市澤世田谷総合支所生活支援課長でございます。

私からは以上です。

○高橋 委員長 それでは、1 報告事項に入ります。

(1)平成二十二年度指定管理施設に係る事業報告について、理事者の説明を願います。

◎田中 計画調整課長 それでは、平成二十二年度指定管理施設に係る事業報告についてご報告申し上げます。

1の趣旨でございますが、区では、平成十六年に策定いたしました指定管理者制度導入に係る指針を全部改正し、平成二十一年十二月に指定管理制度運用に係る指針を策定いたしました。これに伴いまして、指定管理者制度の透明性をより一層高めるため、毎年度指定管理者より区に提出されている事業報告の内容を整理し、公開しているものでございます。このたび、平成二十二年度の事業報告が指定管理者より区に提出されましたので、別紙のとおり公開させていただきます。

2の対象施設でございますが、福祉保健常任委員会所管分といたしましては二十九施設でございます。裏面をごらんください。福祉保健常任委員会所管分の施設一覧がございます。また、他の委員会所管分の施設一覧もつけておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

参考までに区民生活常任委員会所管分としては三十施設、それから都市整備常任委員会所管分として百十五施設、区全体で百七十四の指定管理施設がございます。

最初のページにお戻りください。3の内容でございますが、それぞれの施設の事業報告につきましては、施設ごとの協定書によりましてその項目が規定されておりますが、全体について共通項目を設けて整理をしております。共通項目は、資料に記載のありますとおり、指定管理業務の実施状況に関する事項、利用状況に関する事項、指定管理に関する業務の収支、事業計画書で提案した事業等の実施状況、事業実績の評価と改善の取り組みとなっております。

4公開方法でございますが、議会へのご報告後、区ホームページに掲載するとともに、区政情報センター、区政情報コーナーに閲覧用の冊子を用意いたします。

各施設の事業報告についてはこの後ろに添付してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑がありましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 中身のほうはゆっくり後で読ませていただきますけれども、今のご説明で、透明性を一層高めるといふふうにあったけれども、具体的にどの辺が前回と透明性が高まったの。

◎田中 計画調整課長 平成二十一年十二月に策定をいたしました指定管理者制度運用に係る指針の中で、まず指定管理者制度を適用する施設の考え方、どのような場合に制度を適用するのかというところについて、民間事業者の経営手法や運営ノウハウを活用することで、管理経費の削減、利用者ニーズへのより迅速な対応、区民サービスの向上等の効果が大きいと想定される施設に制度を適用するといふふうに規定した点。それから、指定管理者の候補の選定に当たって、原則として公募とするものの、特別な事情により選定する場合には、特別な事情による選定方法を選定委員会で決定することとしたもの。また、指定管理者の事業報告について、このような形で公開するようにしたものといふようなところが大きな変更点でございます。

◆ 菅沼 委員 それはどこでも初めから指定管理者になるときの条件じゃないの。一層透明化になっているの。

◎田中 計画調整課長 例えば特別な事情により選定いたします際には、以前は特別な事情により選定するということが区で決定していたところでございますけれども、これを選定委員会、それも半数以上が外部委員である選定委員会で決定するようにしたといふようなところが大きく変わったところであるといふふうに考えております。

○高橋 委員長 後ほど細かいところは見ていただいて。

○高橋 委員長 次に行きます。(2)通所介護事業所の廃止について、説明願います。

◎伊藤 高齢福祉課長 通所介護事業所の廃止についてご説明をいたします。

趣旨でございますが、区が保有する施設で行政財産使用許可を受けて通所介護事業所を運営しております社会福祉法人から、当該事業所を廃止したいとの申し出がありましたので、事前にご報告を行うものでございます。

廃止予定の事業所の名称は、デイ・ホーム三茶でございます。

所在地は記載のとおりでございます。

運営法人、事業内容も記載のとおりでございます。

廃止の予定時期は平成二十三年八月三十一日でございます。

廃止の理由でございますが、現在、こちらのデイ・ホーム三茶につきましては、広さが一階部分百六十八平米、ふろなしで、シャワーのみで運営をしているところでございます。現在、平成二十二年以降、周辺おおむね半径一キロ以内に多くのデイサービスセンターが開設されまして、昨年度決算におきましては、稼働率が約七割までに落ち込み、大幅な赤字となっております。また、当該施設におきましては、ご利用者の要望の高い入浴のための施設がなく、シャワーのみ整備されておりますので、経費をかけて改修工事を行ったとしても、周辺には民間事業者の新しい施設が多く整備されていることから、新規のご利用者を確保することも難しく、稼働率の改善が見込めず、むしろ民間事業者と競合することにもなるということから、廃止届を提出するに至ったものでございます。

現在のご利用者様につきましては、ご家族やケアマネジャーと調整いたしまして、近隣の民間事業者や同法人が運営するデイホーム等で受け入れをしていただく予定となっております。

事業廃止後の当該施設の利用方針等につきましては、引き続き、介護保険の有効な活用方法について検討していくと考えております。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑がありましたら、どうぞ。

◆石川 委員 これは設立は何年なんですか。デイ・ホーム三茶の設立というのはいつごろ、何年。

◎伊藤 高齢福祉課長 平成元年四月一日でございます。

◆羽田 委員 この問題は、この間も出ているんですけども、要するに供給過剰という問題があると思うんです。今の説明でもありましたけれども、つまりデイホームがいろんなところでできて、それで古くからやっていたところとかも含めて非常に競争が激しくなっているという現状があると思うんです。

それで、今周辺の話があったんですけども、デイホームの設置みたいなことかというと、最近の傾向はどうなんですか。ちょっと関連でお聞きしておきたいんですけども。

◎伊藤 高齢福祉課長 デイホームにつきましては、こちらの地域につきましても、近辺にまた何カ所かできるようなお話は伺っておりますが、下馬のあたりとかにできるのではないかという話は伺っておりますけれども、少しずつふえているような状況にあると認識しております。

◆羽田 委員 これは、要するに、つくることについては参入は自由なわけですか。

◎伊藤 高齢福祉課長 届け出等につきましては、東京都のほうに届け出をしていただくという形になっておりますので、参入等の制限等については、私どもは今のところ存じ上げておりません。申しわけございません。

◎堀川 地域福祉部長 今伊藤課長からご説明していただきましたように、いわゆる一般の介護保険事業所につきましては、東京都のほうで指定権限をお持ちになって、こういう訪問介護とか、通所介護という事業所は東京都のほうでやっております。ただ、今度の介護保険法等の改正によりまして、そういう指定の際に、地元市区町村のほうの

意見を反映させればいいのではないかというようなご議論もあって、今後、東京都と細かいところはこれから決まってくると思うんですけれども、そういうところで区の意見が言えるようになることも考えられるところでございます。

ただいまご指摘いただきました通所介護、デイサービスの状況につきましては、また区といたしましても、適切なところがというレベルがあるのかどうか、そのあたりも含めて検討いたしまして、必要な場合には東京都ともご相談していきたいというふうに思っております。

◆羽田 委員 この施設のその後の活用という問題と、それからその以前の問題です。つまり供給過剰になっていて、競争してサービスがよくなるという面も一方であることは、報告されているのは事実ですね。ただ、問題は、それぞれの施設が大変な苦勞をされているということも一方の事実だと思うんです。ですから、その辺も含めて考えていく必要があるのではないかと。今部長から説明がありましたけれども、そういう今後の都との協議といいますか、要するに東京都が単に許可するというのじゃなくて、東京都に届け出して、それで終わりということではなくて、地元の自治体がちゃんとしっかり見ていくみたいなことは必要だと思うんです。あわせてそれは言っておきます。それは意見だけです。

◆植田 委員 今のことなんですけれども、有効な活用方法について検討していくというのは、このスケジュールというのはどんな感じで考えていらっしゃるのでしょうか。

◎伊藤 高齢福祉課長 こちらの施設につきましては、広さのほうも非常に狭いということもございます。また、国の補助金等々も活用したという経緯もございまして、介護保険施設等で何が一番適切かということをご今後検討してまいりたいんですが、特

に予算措置とかもしておりませんので、十分に調査をしながら進めてまいりたいというふうに考えています。

◆植田 委員 それは十分わかったんですけれども、時間的にどのぐらい、八月三十一日に閉めてから検討して何かをするまでの間というのは、ずっと閉めっ放しになっているわけですね。その時間が余り長く放置されておくのはよくないんじゃないかと思うんですが、その点。

◎伊藤 高齢福祉課長 確かに長く放置されているのは余りいいことではないと思いますので、できるだけ早く検討してまいりたいと思います。

◆植田 委員 できるだけ早くというのは、今年度中とか何かあると思うんですけれども、ほかの今までいろいろなものの資料をいただいても、違う場所でも検討期間というのが随分何年にもわたっているようなものもあったりするので、すごく心配なんです、その点、いかがでしょうか。

◎伊藤 高齢福祉課長 遅くとも来年度予算に計上できるような形では整備をしていきたいというふうに考えております。

○高橋 委員長 次にいきます。(3)認知症高齢者グループホームの整備等について、説明願います。

◎伊藤 高齢福祉課長 認知症高齢者グループホームの整備等についてご説明いたします。

認知症高齢者グループホームの事業者決定についてでございますが、このたび新たな整備運営事業者を決定いたしましたので、ご報告するものでございます。

整備予定地は宇奈根一丁目十八番、整備事業者は、横浜に当社がございますルミナ

ス株式会社でございます。こちらの会社は平成十八年に設立された株式会社で、事業内容は、介護保険法による認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業等でございます。資本金は二千万円でございます。既に認知症高齢者グループホームを横浜市で三カ所、千葉県、山梨県、川崎市等で一カ所ずつ、計七カ所を運営している事業者でございます。

定員は二ユニット、十八人ございまして、整備手法は土地所有者が建物を整備し、事業者に貸し付けるものでございます。

補助予定額は記載のとおりでございます。

平成二十四年三月の開設予定となっております。

恐れ入りますが、裏面をごらんください。こちらに地域密着型サービス拠点の整備状況についてまとめてまいりました。二十二年度末、それから二十三年七月一日現在、比べていただければと思いますが、認知症対応型共同生活介護につきましては、二十二年度末十六カ所から二十三年七月一日現在には十七カ所、二十一名ふえております。こちらは四月にリアンシェール烏山、烏山九丁目に二ユニット、十八名、それから駒沢二丁目にありますクローバーハウスというグループホームのほうで三人増員をしたというところで、二十一名がふえているところでございます。

その他については二十二年度末と同様でございます。

説明につきましては以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑がありましたら、どうぞ。

◆中塚 委員 この補助予定額は、六千万円のうち、内訳が東京都補助金となっておりますけれども、区としては特に補助はないということなんですか。

◎伊藤 高齢福祉課長 こちらにつきましては、区のほうの補助は特にございません。

◆中塚 委員 区のほうの補助はないということなので、なかなかあれなのかもしれないんですけども、最近認知症のグループホームは、そもそもがある程度共同生活を営める方を対象にしているということもあるからか、車いすだとみんな断わられてしまうようなことが多いんです。せっかくそうやってつくっていても、認知症で、ある程度介助があれば、皆さんと一緒に手を動かして食事なんかもとれるような方でも、車いすというだけで——それはハードの問題で、車いすが移動していくにはちょっとハード的に難しい、小さい家とかを改造してやっているようなパターンのところはそういうこともあるのかと思うんです。こうしてある程度都あるいは区とかで予算を出してやっているものについては、そうした車いすの方にも対応できるようなものにしていくということは、区としてこういう事業者さんに対して何か言っていくことはできないんですか。

◎伊藤 高齢福祉課長 建物の設備的には、車いすも十分に通れる広さですとか、あとお手洗いですとか、そういったところも車いすがちゃんと利用ができるように整備は基準としてなっておりますので、その旨につきましては、事業者とお話しする機会に、私どもからお話をさせていただきたいというふうに思います。

◆高久 委員 私から、前にいただいた本の中で、二十一年度から二十三年度までの第四期の介護保険計画の中では、このグループホームを十カ所、百八十名ぐらいふやすという計画になっているのをちょっと読んだことがあるんですけども、現状、二十三年度中に十カ所ふやす計画はできているんでしょうか。

◎伊藤 高齢福祉課長 十カ所の数字のところは、今回ちょっとわからないんですけども、認知症グループホームにつきましては、あと三カ所、三施設、定員五十四人分の整備が既に決定しているところでございます。いずれも今年度中に開設の予定となっております。そうしますと、今年度中には二十一施設、定員三百四十二人分が整

備されるという予定になります。そのほか、現在、整備運営事業者を募集しているところでございます。こちらの募集のほうが適切に行われますと、第四期の計画の数字にかなり近い整備となる予定でございます。

◆高久 委員 やはり認知症高齢者の住まいの確保ということでは非常に大事な施設でございますので、しっかり整備をお願いしたいと思っております。

それから、あわせてグループホームを建てるのと一緒に、可能な限り認知症のデイサービスの併設を促していくというようなことで書いてあったんですけども、それについては、これを見る限りほとんどふえていないような状況なんですけど、これについて今どういう状況でしょうか。

◎伊藤 高齢福祉課長 公募をいたしますときの事業者の皆様に向けて募集要項等を用いましての説明の中で、併設等についてのご案内もさせていただいているところでございます。私どもとしては、できるだけ認知症のグループホーム等もふやしていきたいということを考えておりますので、提案の中でそういった提案が出てくれば、それなりの評価をしていきたいというふうに考えております。

◆植田 委員 教えていただきたいんですけども、これは事業者がルミナス株式会社ということで、六千万円の補助というのは、東京都から出るということなんですけど、建物を整備する土地所有者への補助と書いてあるんですけど、土地を所有しているのはこのルミナスというところなんですか。それとも別で、その別の者に対して六千万円を補助して、この事業者のルミナスという運営するところには補助は全然出ないということなんですか。

◎伊藤 高齢福祉課長 こちらの六千万円につきましては、オーナー様、土地の所有者の方が建物を建てるに際しての整備の補助でございます。そういう意味では、ルミナスという株式会社様のほうにはこの六千万円のお金が渡るわけではございません。

◆植田 委員 土地の所有者というのは民間なんですか。

◎伊藤 高齢福祉課長 一般の方でございます。

○高橋 委員長 次に行きます。(4)平成二十二年度介護保険事業の実施状況について、説明願います。

◎吉岡 介護保険課長 それでは、平成二十二年度の世田谷区介護保険事業の実施状況についてご説明いたします。

介護保険事業の実施については、毎年ご報告しているものでございます。なお、今回のご報告の中で東京都、全国の平成二十二年度の数値を出してございますが、これはことしの一月のものでございます。そのほかは二十三年、ことしの三月末、世田谷区の数字は二十三年末のものでございます。

では、資料をごらんください。まず一ページをごらんください。区内の人口と高齢化率の推移を表とグラフであらわしてございます。二十二年度の総人口は八十五万三千百九十人となっており、六十五歳以上の人口は十五万六千三百六十人となっております。

下のグラフをごらんください。折れ線グラフが高齢化率を棒グラフが高齢者人口をあらわしております。平成二十二年度末の高齢化率は一八・三%で、前年度から横ばいですが、棒グラフの上部、七十五歳以上の人口の伸びが大きくなっているところが特徴でございます。

資料をおめくりください。年齢階層別の第一号被保険者の推移が上の表でございます。六十五歳以上の人口と第一号被保険者の数が一致いたしませんのは、特別養護老人ホームなどの施設に入所して住所を移した方が、従前の区市町村が引き続き保険者となるという住所地特例、これの制度による人数の入り繰りが若干あることござい

ます。

また、下のグラフは、第一号被保険者に占める七十五歳以上の方の割合の推移を東京都、全国と比較したものでございます。

区と全国ともに七十五歳以上の方の割合が年々増加しており、区の割合は二十二年度末に五・一％に達しました。また、都や全国と比べ、世田谷区は七十五歳以上の方の割合が多く、都を四％以上、全国を二％以上上回っております。

次に、三ページをごらんください。要介護、要支援の認定者数などを年齢、階層別にあらわしたものでございます。総認定者数は三万八百二十八人、約三万人の方が認定を受けておられます。前年度比四・六％の増となっております。その中で、六十五歳から七十四歳の認定率は四・四％ですが、七十五歳以上のいわゆる後期高齢者の認定率は三三・二％となっております。認定を受けておられる三万人のうち、八六・六％が後期高齢者でございます。

また、一番下の折れ線グラフは、第一号被保険者の認定率の推移を東京都、全国と比較したものでございます。世田谷区の認定率は一九・一％でございますが、都、全国に比べて二、三％ほど高く、先ほど二ページのグラフでご説明しました七十五歳以上の方の割合と同様の傾向にございます。また、区と全国とも平成二十年度末以降、認定率は上昇傾向にございます。

資料をおめくりいただき、四ページをごらんください。こちらは認定者数の推移を要介護度別に見たものでございます。全体では四・六％の増でございますが、要支援一の方の伸びが大きく、前年比二二・二％の増となっております。中ほどの棒グラフを見ると、グラフの一番下、要支援一の方が平成二十年度末以降増加傾向にございます。認定者数が伸びる一因となっていると考えております。

資料をおめくりください。五ページは給付実績の推移を表にしたものでございます。平成二十二年度の総給付費は三百九十九億八千八百万円で計画とほぼ等しくなっ

ございます。サービス別に見ますと、通所介護が前年比一二・七%、約六億円の増、特定施設入居者生活介護が前年比八・八%、約五億円増と伸びが大きくなっております。

六ページは、平成二十二年度の給付費の構成比を円グラフにしたものでございます。

給付費の増についてご説明いたします。平成二十四年度からの第五期介護保険事業計画の策定を今進めているところでございます。今後の給付費の見込み、保険料の見込み等につきましては、今作業の中で検討していきたいと考えております。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑がありましたら、どうぞ。

◆村田 委員 一つ。給付実績の推移、五ページのところで、給付実績の居宅サービスのリハビリ系です。訪問リハビリと通所リハビリと、リハビリ系がどちらも減っているんですが、これは何か原因をつかんでいらっしゃったらご報告いただけますか。

◎吉岡 介護保険課長 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションをやっていた事業所というのはある程度限られているところがございまして、幾つかの大きい事業所の改廃によってこの数字が大きく動くところでございます。昨年度については大きい事業所の廃止等がございましたので、こういう結果になってございますが、また、新しいところの開始も見込まれているところでございます。

◆村田 委員 つまり、今の答弁ですと、需要はあるが、実際のサービスを提供するサービス量が足りないのが、サービス量とのかかわりでこうなっていると。つまりもっとサービスを提供する部分がきちっとあれば、実際もっと伸びてくるだろうと、今のご報告に対してはそういうふうに理解していいですか。

◎吉岡 介護保険課長 事業者の廃止については、それぞれの事業者がご事情を踏まえ、サービス供給量との中で判断されるものではないかと考えてございます。

以上でよろしゅうございましょうか。

◆大庭 委員 高齢者がふえているということなんですけれども、十年前に六十五歳の方が現在七十五歳になってふえているというのはわかるんですけれども、それだけなんですか。つまり、世田谷区外から世田谷のほうに流入してくる、新たに高齢者の方がどんどん住み始めるというようなことは、どういうふうな高齢者がふえているという分析。数としてふえているのはわかるんですけども、そのふえ方が、ずっと世田谷にいらっしゃった方が、経年変化、加齢、要するに年をとって高齢者がふえていく。要するに、寿命が長くなって、ずっと住んでいらっしゃった世田谷の区民の方が、時間的な経過によって年齢が上がって、高齢者がふえていくというのが分析の見方としては、果たして大体そうなのか。それとも、例えば世田谷区が、世田谷区内の有料も含めて高齢者施設を多くつくれば、恐らくそこに入ってくる人がふえることによって、高齢者人口もふえるというふうに思えるんですけれども、その辺の影響というか、現状分析はどのような認識なんですか。ただ、高齢者がふえるというだけだと、やっぱりこれからどうやって経営をしていくかということ考えたとき、その分析が必要だと思うんですけれども、その辺はどのような認識なんですか。

◎堀川 地域福祉部長 高齢者の転入、転出等の社会的増減がどういうふうに影響しているかというところでございますが、実はこちらにつきまして、その観点からデータを収集、整理したことは今までございませんでしたので、今後、今のご意見を参考にまた検討してみたいと思っております。

それと、一方では、前に全高齢者実態把握調査をやったときに、やはり高齢者の場合、居住年数等が普通の方よりも大分長い、短い一年とか何年以内ということは少なかった。そういうことから考えると、やはり高齢者の方については、若い方よりも社

会的な移動というものは少ないんであろうということが想定されるということがございます。

それからもう一つは、介護保険の場合、要介護等になってからの住所——施設に入るときは住所地特例というものがございまして、例えばよその区から仮に世田谷区の特別養護老人ホームなりに入所したら、その方の保険料、給付費の保険から出す分は、引き続き前の自治体の介護保険から出していただく。そういうような仕組みもありますので、そのようなところで、区の介護保険への影響というものは防がれておるところでございますが、いずれにしても、高齢者の人口の増加については、今後また分析を深めていきたいと思っております。

○高橋 委員長 続きますして、(5)国有地を活用した私立認可保育園整備の進捗状況について、説明願います。

◎辻 子ども部副参事 国有地を活用した私立認可保育園の進捗状況につきましてご報告申し上げます。

平成二十四年四月に開設予定の太子堂一丁目及び北沢一丁目の二つの私立認可保育園の整備について、太子堂一丁目については、官舎の取り壊し工事が終了し、また、二つの園の園舎工事の着工時期などが見えてまいりましたので、現在の状況をご報告いたします。

まず一つ目の太子堂一丁目についてでございますが、名称、所在地、運営事業者は資料のとおりでございます。

(4)の定員は百二十六名を予定しております。

(5)の現在の状況でございますが、ことし三月に財務省による既存の官舎の解体工事が無事終了して、更地の状況でございます。建築確認に向けて事業者による設計が進んでいるところでございます。

(6) 国からの借用期間でございますが、ことし今月の七月十五日から二十年間でございます。国からの賃借料につきましては、委員の皆様のお力添えにより、一平米当たり月額約千円程度の予定となる見込みでございます。

(7) 今後の予定でございますが、騒音、日照、高さなど、隣接者の若干の反対がございましたが、一定程度の解決に至ったことから、八月下旬より園舎の工事を着工いたします。予定どおり、来年四月一日に開園できる見込みでございます。

では、下段の北沢一丁目についてでございますが、同じく名称、所在地、運営事業者は資料のとおりでございます。

定員は百二十一名を予定しております。

現況は更地でございます。使用期間は太子堂と同様でございます。国からの賃借料についても同程度の予定となる見込みでございます。

(7)の今後の予定でございますが、設計が多少おくれましたが、九月上旬に園舎工事を着工いたします。太子堂と同様に予定どおり来年四月一日に開園できる見込みでございます。

なお、参考まで、裏面に所在地の地図を掲載いたしました。

説明は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑がありましたら、どうぞ。

◆高久 委員 七月十五日から借用するということで、これは国と世田谷区と業者間で契約書はもう交わし終わったんでしょうか。

◎辻 子ども部副参事 国と区、区と転貸者の運営事業者、同日に契約する予定でございますが、手続は、区と国は七月十二日の公証役場での手続で完了する。翌日に区と運営事業者の契約を行う。日付は同じく七月十二日にする予定でございます。

◆高久 委員 そのときに、一平米当たりのこの賃借料というんですか、約千円、その金額についても書き落とすという形になるのでしょうか。

◎辻 子ども部副参事 契約書の中には、平米単価月額千円ということではなくて、年間の賃料と地代ということで、契約書のほうには記載する予定でございます。

◆植田 委員 建設についてなんですけれども、建設の資材ですとか、そういうものは、今、アトピーとか化学物質のこととかでとても心配されていたりするんですけれども、その辺の建築に関してはいろいろ決まりもあると思うんですが、万全なようになっているのでしょうか。

◎辻 子ども部副参事 竣工後に化学物質の検査期間というのを設けておまして、認可保育園については、その一定程度の検査の結果を見て、ある数値より低くないと開園できないという形になっておりますので、その点は心配要らないかなというふう考えております。

○高橋 委員長 それでは、続きまして(6)今夏の熱中症予防の取り組みについて、理事者の説明を願います。

◎松本 健康企画課長 今夏の熱中症予防の取り組みについてご報告いたします。

1の趣旨でございますが、昨年の夏は梅雨明けとともに大変な猛暑となりまして、例年以上に多くの区民の方が熱中症となったということがございます。ことしの夏も比較的高温になるとの予想がございますので、区民の健康を守る観点から、以下の熱中症予防対策に取り組んでまいりますのでございます。

2の今夏の取り組みの方針でございますが、取り組みの期間といたしましては、今月から九月中旬までを予定してございます。

それから、取り組みの視点といたしまして、四点ばかり記させていただいております。一点目は、区の中では、熱中症予防に当たり、さまざまな対策を総合的に実施する必要があるといったことから、全庁を挙げた対応を図らせていただくこと。それから、高齢者の方が比較的熱中症にかかりやすいといったことがございますので、高齢者への対応を強化すること。それから、区民の皆様だけでなく、職員ですとか、委託の事業者などにも熱中症予防の配慮を求めていくこと。四点目といたしまして、外郭団体を初め、介護保険事業者など公共的なサービスを担っている事業者にも予防の啓発などにご協力を求めていく。こういった点を挙げさせていただいております。

具体的な対応でございますけれども、昨年と異なる点を主に申し上げたいと存じますが、(1)の区民への啓発でございますが、「区のおしらせ」等々を利用しての啓発に加えまして、④に記させていただいておりますけれども、すべての町会・自治会に対しチラシの配布を今週末ぐらいから実施をしたいというふうに考えております。

それから、(2)の高齢者への対応でございますが、高齢者クラブを初めといたしまして、さまざまな機会にチラシなどを活用しまして注意を呼びかけてまいりますけれども、裏面に記載をさせていただいておりますが、あんしんすこやかセンターですとか、あるいは民生委員の皆様のご訪問活動などの際にも、チラシなどを配布、あるいはお声かけなどをしていただきながら注意喚起をお願いしたいというふうに考えてございます。

それから(3)は、乳幼児への対応についても記載の対応を図らせていただきます。

(4)の公共施設等の利用でございます。猛暑の中で、屋外での例えば買い物ですとか、用事などで外出をされる際には熱中症になりやすいといったことがございますので、外出時に公共施設を利用し、休憩をしていただく、あるいは体を休めていただくといったことを考えてございます。主な施設といたしましては、庁舎、それから出張所・まちづくりセンター、区民センター、それから高齢者施設などを予定してござい

ます。このほか、商店街の町のステーション、あるいは現在薬局さんなどについても協力をいただくといいことで協議をさせていただいているところでございます。

これらの公共施設の利用につきましては、七月中旬を目鼻に現在準備を進めさせていただいておりますけれども、できるだけ早く運用を開始できるよう進めてまいりたいと考えております。運用に当たりましては、区のホームページなどで場所の周知などは行いますが、高齢者の利用も多いといったことも想定されますので、印刷物なども活用しましてご案内すると同時に、歩いている方が目にとまるように、のぼり旗などのようなもので設置場所のご案内などもしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、4のその他でございますが、(1)では、節電の対応といったことも踏まえつつ、やはり健康は大事でございますので、エアコンの使用などについてもご案内をしてまいりたいというふうな柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、(2)でございますが、本事業の実施に当たりましては、東京都が緊急熱中症対策の補助事業を設けてございます。高齢者の訪問活動、あるいは公共施設を利用した休憩のスペースの設置などにつきましては、この東京都の補助、これは十分の十の補助になってございますが、これを活用させていただきたいと考えておりますが、活用を進めるに当たりましては事業を先行するといった点がございまして、まず予算の流用をさせていただき、九月議会で補正予算をご提案させていただきたいと考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○高橋 委員長 ただいまの説明に対しましてご質疑がありましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 熱中症対策はいいけれども、保健所として、これは紙をまいてそれで終わりですか。商店街だとか、薬局で休めというだけですか。具体的に何かやるの。

◎松本 健康企画課長 ただいま申し上げた熱中症対策については、区全体で申し上げますと、さまざまな施設、あるいは機会をとらえてチラシなどのご案内とか、啓発、注意喚起、これはさせていただきたいと考えておりますが、加えまして、高齢者の方々には、あんしんすこやかセンターですとか、民生委員の皆様などが訪問をいただいております。そういった機会には、チラシと同時に啓発をするといったことで、首を冷やすというんでしょうか、そういったものも啓発のグッズとして一緒に配布をさせていただいて、啓発に取り組みたいということを考えております。

あわせまして、公共施設の利用につきましては、お休みをいただくといったことで、その場では体を休めていただくと同時に、必要なケースについては水の提供ですとか、場合によっては、ただいま申し上げたような啓発用のグッズで少し首を冷やしていただくと、そういったことについても対応させていただきたいということで、現在準備をさせていただいているところでございます。

◆ 菅沼 委員 今回の説明と同じことを二度繰り返さなくてもいい。保健所として何をやるんだというのを聞いているわけ。東京都の緊急の補助金対策もあるわけでしょう。チラシをまいてお願いしますと、それはたしか去年もやっていたんじゃない。

◎松本 健康企画課長 昨年も七月中旬からにわかに大変暑くなったということがございますので、急ぎチラシをつくりまして、関係のところでは啓発をさせていただきましたけれども、今年度はそれを一歩進めた形で取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

◆ 菅沼 委員 チラシ以外にもうちちょっと何かやったら。このままだと高齢者は死ぬよ。そういう命を守るのが保健所でしょう。チラシをまいて、それで済むなら、事業は要らないよ。同じことをまた三回聞きたくないからやめますけれども、要望しておきます。

◆村田 委員 今 [菅沼](#)委員は強烈な言い方をしたけれども、私もこれを読んでそう思います。例えば高齢者への対応強化と書いてありますけれども、より細かな対応を図るといのが取り組みの視点だというんですが、その具体的な対応を見ると、やっぱり全く不十分だと思うんです。ひとり暮らしだとか、あるいは日中独居の場合、保健所もそうだし、保健所だけじゃなくて、もっと総合的な対策として、その高齢者の、特にひとり暮らしや日中独居に対して、きちっとした対策を打たないと、私は率直に言って、[菅沼](#)委員が言われたような事態だって起こりかねないと思いますので、本当にしっかりした取り組みを強く要望しておきたいと思います。

◆植田 委員 まずこの取り組みの方針の最初の七月から九月中旬までの取り組み期間というのは、何となく七月から九月の中旬とただ書かれていても、根拠をきっちり示していただきたい。

あと具体的な対応のところの町会・自治会にチラシを配布というのは、回覧板で回すということなのか何なのかちょっとわからないということ。

あと次の裏側のページで、民生委員の方なんかの訪問活動のときにチラシをと書いてあるんですけども、この真夏の暑いときに、民生委員の方々もかなり高齢の方ともいらっしやって、逆に倒れちゃったりしたらかわいそうじゃないかなというのもすごくあるので、その辺、ただこういう人たちが回ればいいのかというのは、ちょっと安易じゃないかなと私も思ったんです。

それから、やっぱりこの案内する施設というのは、もしかしてここには書いていないけれども、最近シャッターが閉まっているようなところもうまく活用するというようなのかどうかということ。

あと、どうしても涼しさを、外に出ている涼しくなるようにということには、やはり緑がとても必要で、歩くところとか、人が外で並んでいなければいけないところとか、そういうところにできるだけ緑を、街路樹じゃないですけども、ふやすとい

うこと。

前にテレビのニュースか何かで、上野学園とかが運動会をやったら、熱中症でいっぱい倒れてやめたというのは、あそこを映すのを見たら、全然日陰がないんです。やっぱり日陰をたくさんつくるというようなことを考えていただきたいなというふうに考えているんですけども、その辺のことというのは、やっぱり東京都の補助事業でいろいろできるんだったらやってほしいということ。そういういろんなことを考えると、若い元気な人をどう活用するかというのをもう一工夫何かあってもいいんじゃないかというふうにとっても感じたんですけども、その辺はいかがでしょうか。

◎松本 健康企画課長 まず、一点目の期間の問題でございますけれども、これにつきましては、七月から九月中旬とさせていただいているのは、去年の気温の変化などを見させていただきますと、九月二十三日の秋分の日になるわけでございますけれども、その日を境に急激に気温が下がっております。そういったことから、中旬という表現をとらせていただいているのは、気候のことでございますので、若干幅があろうかと思いますが、一つ念頭に置いてあるのは、その周辺の日ということを念頭に置かせていただいているということでございます。

それから、町会へのチラシの配布につきましては、すべての町会さんに回覧できる形でご用意をさせていただきたいというふうなことで、準備を進めさせていただいているところでございます。

それから、三点目の民生委員の皆様も高齢化されていらっしゃるって、訪問の中で、かえって熱中症が心配されるんじゃないかというお話がございます。確かに、あんしんすこやかセンターの職員にせよ、民生委員の皆様にもせよ、こういう夏場に外出をされるということは、そういう活動をされる方の熱中症ということも心配されますので、その点は、先ほど視点のところでも申し上げたが、職員、事業者の方にも十分配慮をいただくということと、ここで書かせていただいていることは、やはりひとり暮らしの

方ですとか、あるいは見守りの事業の対象になっていらっしゃる方、こういった方々について、とりわけ重点的に聞き込みなどをいただき、啓発をしていただくといったことで現在考えているところでございます。

それから、四点目のシャッターの閉まっている、これはお店ということかと思いますが、こちらについては、商店街の中にまちのステーションというのが、区内で現在六カ所ほどのみでございますけれども、これはいわゆる商店街さんの中で、空き店舗などをご活用いただいてこういったステーションを設けておるところでございまして、ここを一つのお休みどころとしてご利用をいただくということで、連携を図らせていただくということでございます。

そのほか、日陰をつくる、あるいは若い方々の活用ということについては、役所で日陰をつくるのがなかなか難しいところがございますので、そういった点で公共施設のご利用といった点などをご提案させていただいているところでございますので、ご指摘の点なども踏まえまして、鋭意取り組ませていただきたいと思います。

◎金澤 地域福祉課長 高齢者の対応について若干補足をさせていただきたいと思っています。

昨年度、高齢者につきまして、熱中症予防ということで、あんしんすこやかセンターですとか、介護保険事業所の協力を得て周知等を図ってまいったところでございます。今年度につきまして、民生委員さんですとか、あんしんすこやかセンター、訪問活動ですとか、あるいはいろいろ窓口に来ていただく、こういう事業の中で、チラシ、それから先ほどもお話がありましたが、首に巻くクールテックとかクールバンドと呼ばれているものですが、こういうものもお渡ししながら、まず熱中症予防にどういうことが必要なのか、こういうことをきちんと説明しながら、高齢者の方に啓発活動を行っていきたい。また、介護保険課の窓口ですとか、サロン、ミニデイ、こういったところでもこういった注意喚起を行っていきたいというふうに考えてございます。

◆植田 委員 いろいろ具体的に詳しくありがとうございました。ただ、日陰づくりというのは、やりにくいかもしれないんですけれども、休みどころをつくるようなときに、植木とか、ちょっとしたものを置ければ、そういうのでちょっとでも何か緑がふやせたら、それだけでも水道（みずみち）がつくられるので、涼しい風が吹いてくるということがあるので、日陰にはならなくても、やっぱり緑というのはさまざま大切なことがあるので、それは努力していただきたい。

あとは、注意喚起だけではなくて、熱中症になりにくい体づくりとか、そういうこともあると思うので、そういうことを皆さんにお知らせしてやっていただくとか、そういうことも必要ではないかと思うので、より工夫して、皆さんが健康に暑い夏を過ごせるようによろしく願いいたします。

◆羽田 委員 ちょっと聞いていて思ったんですけれども、最後の4のその他で、要するに節電への対応を踏まえつつということが載っているかと思うんです。これは私は極めて重要な指摘だと思っているんです。つまり節電ということで、エアコン等についてかなり使用を控えるみたいなことが行われているわけであって、それが余り行き過ぎると体によくないといえますか、当然高齢者の方だとか、おひとり暮らしの方が、その節電だけを考えてしまって、結果的に自分の体を悪くしてしまうみたいなことになりかねない状況も一方であるわけです。ですから、この点は、啓発をする際にはかなり重要なポイントだというふうに思っているんです。保健所の予防対策、保健所のやれる限界というのも僕はあると思うんですけれども、それはいかがですか。

◎松本 健康企画課長 まさにご指摘のとおりでございまして、エアコンを使用してはいけないと言っていることではございませんので、やはり日中の午後の時間帯は節電ということもございまして、一定程度控えていただく必要はあろうかと思っておりますけれども、例えば夜間などを含め、必要なときにはエアコンの温度設定、これはこれで全庁的に区民の皆様をお願いしていることがございます。そういった点は呼びかけ、

あるいはチラシの中に記載をさせていただきつつ、適切にエアコンなども使っていた
だき、室内、あるいは体を冷やしていただくことをご案内の中には盛り込ま
せていただきたいというふうなことで今進めております。

◆羽田 委員 もう一つは、先ほども出ているんですけれども、屋外作業の問題なん
です。これも多分保健所の仕事じゃないと思うんですけれども、職員とか、区の仕事
に従事されている方というのはさまざまいらっしゃって、委託もそうですし、それか
ら、指定管理で入っている方もそうですし、いろんなところにいらっしゃるわけです。
公園の管理をされている方もいらっしゃいます。ですから、その辺を含めて周知を図
るということになると思うんですが、問題は屋外作業の方の休憩場所なんです。これ
はやっぱりかなり配慮が必要だと思うんです。これも保健所がやるべきことなのかど
うかというのは非常に微妙なところなんですけれども、その辺も含めて周知が図れるの
かどうか、あるいはもう少し違う分野がやるのか、その点はいかがですか。

◎松本 健康企画課長 今屋外での作業の方のお話でございますが、職員厚生課のほ
うでは、毎月健康だよりといったものを出してございます。その中には、職員の作業
に当たっての健康管理、熱中症予防といったことをこの七月号で特集を組んでお知ら
せしているところでございます。それから、あわせて、清掃・リサイクル部門な
どでは、その熱中症予防の徹底ということで、被服、着るもののルールづくりですと
か、あるいは水分補給などについての徹底した啓発だとか、そういった職員向けの取
り組みといったことをしてございます。今の休憩場所の点については、私のところで
今具体的な情報を持っておりませんが、所管課のほうにはご指摘の点はお伝え
をさせていただきたいと存じます。

◆大庭 委員 今ずっと話を聞いていたんですけれども、要するに課長は課長で一生
懸命おやりになっている所管だと思うんですけれども、どう見てもただやらされてい

るという感じが否めない。ともすると、これは単なる年中行事の報告みたいな形になっているようにも受けとめられるんですけども、そこで、どうしてかということを考えてときに、やっぱり根本的にこの問題を取り組もうという問題の立て方が僕は間違っているんじゃないかと思うんです。

というのは、この発表においても、これは去年もやっているわけですよ。去年も暑かった。ことしも暑かった。要するにこういう課題をやるということは、そこへ熱中症の症状が出ている方が区民の方にいらっしゃるという事実がまず前提にあるわけですよ。それを目的とするんだったらば、解決方法として、その数をいかに減らすかというところが問題の立て方の根本になるはずでしょう。とするならば、少なくとも前年の熱中症でどれほどの人が熱中症にかかって、一番重篤な方はどういう形になったとか、またはその傾向で高齢者の方が多いのか、それとも活動の活発な小中学生が多いのか、そこはどういう人が多いのかという分析がまずあって、それに対してこういう対策を打ちたいとかということが、本来的な問題の解決だと僕は思うんですよ。

周知を、ビラをまいて注意喚起することというのは、言い方が悪いけれども、保健所が何か責められたときに、一応注意喚起はしたんですけどもというようなアリバイづくりみたいな、一応していることはしているんですよみたいなふうにも聞こえなくもないわけです。だから、根本的に解決するような意図がここにあるとすれば、この委員会に対しても、去年の熱中症に関するデータというのを出すべきだと僕は思うんです。出して、ことしは少なくともこれをどんどん減らしたいというふうな方向で、特にこういうところを中心にビラをまいているとか、または注意喚起もこういうところに集中的にやるとかというような報告というのが、僕は問題の立て方と、それからそれに対する解決方法を委員会に報告するということだと思う。

きょうは全然数字もデータもなく、一体区内で去年どれぐらいの人が熱中症でひ

どい目に遭ったのか、その原因が何だったのかということも全然提示されずに、ただピラをまきますよ、ピラをまきますよなんていうことを言っているから、要するにここでの委員会の議論として、そんなの役に立たないじゃないかみたいな話としてなるんじゃないかと僕は思う。

僕は福祉の問題の立て方の一般的なことを言っているのもであって、このことじゃなくて、本当に根本的に解決するんだとすれば、まずデータでしょう。データを提示して、それに対してどれを一〇%減を目標にするとか、数値目標をここに提示する。そのための対策としてこうだ、ああだ、こうだということを僕は言うべきだと思うんですけれども、副区長、問題の立て方はどうですか。僕はこんなことをやっていったって、年中行事の説明でしかない。果たして去年に比べてことしの熱中症の数が減るという方向の対策なのかどうか。僕は副区長に聞きたいと思うんです。

◎秋山 副区長 まことに言われたことについて、大変反省をします。データは区の二十二年度の熱中症に関するデータについて、世田谷区内の熱中症による緊急搬送や死亡者の数は、数値としてきちっと持っていました。にもかかわらず、このお話がきちっとできなかったということがありまして、大変申しわけなく思います。

例えば二十二年度のデータなんですけれども、緊急搬送の件数が三百九十五件ほどありまして、そのうち十人が死亡しているというようなデータもございます。ですので、その中で年齢の部分なんですけれども、女性、それから男性、十人の死亡は確かにすべてが六十歳以上の方でございます。ですので、こういったところから高齢者の方に対しては、死に至らないような形で、啓発活動も含めてやっていかなくてはならないというような取り組みを思っていました。

ただ、そのデータもないままご報告をさせていただいたということで、皆さんに少し何をやっているというふうに思われたかもしれませぬ。ただ、先ほど申し上げましたように、例えば区民センターでありましたり、それからまちづくりセンターも含め

ていろいろなところで、そういった熱中症に気づかずに重篤になるという方たちが多いので、とにかく少し何か異常を感じたらお休みくださいというような啓発も大切かというふうな思いで、保健所がまとめ役となってやらせていただいているというふうな現状がございます。

○高橋 委員長 今各皆さんからお話があったとおりですので、ここは福祉保健常任委員会ですから、そういう意味では、特に高齢者の方々の命を守るということを重点的に、副区長を中心にこの後対策をきちっとやっていただきたいということを切に要望しますので、その対策をどうするかということをもたまた教えていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

◆植田 委員 先ほども言いましたけれども、民生委員さんやあんしんすこやかセンターの方だけじゃなくて、やっぱり近所の地域の方たちを——今回の熱中症というのは、ことしは多分特別な意味があると思うのです。みんな一生懸命節電しようと思っているので、だから特別なので、かえってそれをチャンスに変えて、その地域のつながりを復活させるというか、そういう隣同士、近所で気を使い合うというふうなことが、町内会や自治会の活性化にもつながると思うので、ぜひそういう点でも啓発していただければというふうに強く感じますので、よろしく願いいたします。

◆村田 委員 委員長がまとめていただいた方向でぜひお願いしたいと思っているんですが、今大庭委員が言われたこともあるんですが、啓発が重要な人たちもいると思うんです。それはそれでいい。しかし、啓発だけでは対応ができない人たちも現にいるわけです。例えば生活保護世帯だとか、あるいは経済的に苦しくて、その結果として、エアコンを控えるとか、ないとか、それからそのことも気がつかないような環境にいる方だとか、つまり具体的な個別の対象に沿った対応が必要で、そういう意味で総合的な対応を、保健所だけじゃなくて世田谷区として、私も委員長が言われたと

おりだと、副区長を中心にぜひ区として本当に命を守るという立場での対応を強く要望したいというふうに思います。

○高橋 委員長 それでは、(7)その他についてですが、何か報告はございますか。

◎久末 生涯現役推進課長 桜高齢者集会所の利用中止についてご報告を申し上げます。

まず、桜高齢者集会所の概要でございますが、所在地は世田谷区桜一丁目二番十九号でございます。現在、民間から借り上げている建物を世田谷区立敬老会館条例に基づき、高齢者集会所として地域の方々にご利用いただいております。この建物でございますが、区の所有物ではないということで、平成二十二年から所有者の方に対し耐震診断の要請をしておりました。ことし七月一日に耐震診断の結果をいただいたところ、倒壊する可能性が高いという結果でございましたので、急遽二日から貸し出し中止を決定した次第でございます。

この耐震診断でございますが、木造の建物の耐震性能をあらわす指標で、上部構造評点という方法で数値を出してございます。この数値が0・二六という数値でございます。これは一・〇以上が倒壊しない、〇・七から一・〇が倒壊する可能性がある、〇・七未満が倒壊する可能性が高いというふうになっておりまして、この〇・七未満に該当いたしました。区でよくIs値というのが使われておりますが、このIs値は、木造以外の建物の耐震性能をあらわす数値になっております。

貸し出し中止に当たりまして、直近に予約が入っている団体にすぐに連絡をし、ご了解をいただいております。また、ホームページですとか、けやきネットでお知らせをしております。「区のおしらせ」の七月十五日号にも掲載予定になっております。

今後につきましてでございますが、工事の内容ですとか期間等、現在所有者と検討している段階で、詳細につきましては、まだ現在決まっておりません。また、桜高齢

者集会所で現在定期的に活動している団体の代替施設につきましては、団体と話し合い、協力をしてまいりたいと考えております。

○高橋 委員長 ただいまの説明にご質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 ほかにございますか。

◆植田 委員 光母寺の墓地の予定地の件で、きのうも市民の方々がお見えになっていろいろ新しい動きがあったということで私のところに来てお話しいただいたんですが、それについて、区としてはどのように対処しようと思っているのか、ちょっと動きを教えてくださいたいと思うんですが。

◎霜越 世田谷保健所副所長 光母寺の関係、給田四丁目の墓地の関係でございしますが、実は六月三日に協議結果報告書を区として受理いたしまして、申請書が出せるような状態にはなっていたんですが、六月九日に一度お話があったきり、実はきょうまで申請書のほうは出されておりません。その間、たしか六月三十日に住民の方から土地について少し動きがあるようだというようなお話をちょうだいいたしまして、急遽保健所としても事実確認といえますか、情報収集をしたところでございます。その結果、所有権が光母寺から別法人に移転されていることを確認しております。

ただ、今何が起きているのかというところも含めて、まだわからない部分がございますものから、保健所といたしまして、一度光母寺さんをお呼びしてお話を伺ってみようということで、今日程を調整しておるところでございます。また改めてそういうお話が整理できた段階で、皆さんのほうには情報提供したいと思います。

また、区審査基準におきましては、申請時に土地が自己所有であることが条件でございますので、仮に今の段階で光母寺さんが申請書を出されても、審査基準に反する

ことになりますので、その場合は不許可になる可能性が大きいということでご理解を
いただきたいと思えます。

○高橋 委員長 それでは、報告事項の聴取を終わります。

○高橋 委員長 次に、2 協議事項に入ります。

(1) 次回の委員会開催ですが、今回は、年間予定にあります七月二十九日金曜日午
前十時からと予定したいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 では、七月二十九日午前十時から開催予定といたしますので、よろ
しくお願ひしたいと思えます。

以上で協議事項を終わります。

○高橋 委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋 委員長 では、特にないようですので、以上で本日の福祉保健常任委員会を
散会いたします。

午前十一時十一分散会

署名

福祉保健常任委員会

委員長

